

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正についての修正案

市第45号議案	修正案
<p>第1条 横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成6年9月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項第2号中「9歳」を「12歳」に改める。</p> <p>第4条第1項中「相当する額」の次に「（対象小児のうちの幼児等（以下「対象幼児等」という。）（その保護者が次項各号に定める所得のあった年の翌年の1月1日において日本国内に住所を有し、当該所得について地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。）が課されていない場合を除く。）が9歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に医療を受ける場合（入院の場合を除く。）には、医療取扱機関（薬局を除く。）ごとに医療を受ける場合1回につき500円（当該自己負担額が500円未満である場合にあつては、当該自己負担額に相当する額）を控除した額。以下同じ。）」を加え、同項第1号中「幼児等（以下「対象幼児等」という。）」を「対象幼児等」に改め、同条第2項第1号中「ケまで」を「シまで」に改め、同号ケ中「同日以後の最初の3月31日」を「10歳に達する日の属する月の末日」に改め、同号に次のように加える。</p> <p>コ 対象幼児等が10歳に達する日の属する月の翌月の初日から11歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、10歳に達する日の翌日</p> <p>サ 対象幼児等が11歳に達する日の属する月の翌月の初日から12歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは</p>	<p>第1条及び第2条を以下のとおり修正する。</p> <p>第1条 横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成6年9月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項第2号中「9歳」を「12歳」に改める。</p> <p>第4条（削除）</p> <p>第2項第1号中「ケまで」を「シまで」に改め、同号ケ中「同日以後の最初の3月31日」を「10歳に達する日の属する月の末日」に改め、同号に次のように加える。</p> <p>コ 対象幼児等が10歳に達する日の属する月の翌月の初日から11歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、10歳に達する日の翌日</p> <p>サ 対象幼児等が11歳に達する日の属する月の翌月の初日から12歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは</p>

は、11歳に達する日の翌日

シ 対象幼児等が12歳に達する日の属する月の翌月の初日から同日以後の最初の3月31日までの間にあるときは、12歳に達する日の翌日

第4条第3項中「クまで」を「サまで」に、「同号ケ」を「同号シ」に改め、同項第9号中「同日以後の最初の3月31日」を「10歳に達する日の属する月の末日」に改め、同項に次の3号を加える。

(10) 10歳に達する日の属する年の7月1日から11歳に達する日の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、10歳に達する日の翌日

(11) 11歳に達する日の属する年の7月1日から12歳に達する日の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、11歳に達する日の翌日

(12) 12歳に達する日の属する年の7月1日から同日以後の最初の3月31日までの間にある対象幼児等については、12歳に達する日の翌日

第2条 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次項各号」を「次項」に改め、同条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「医療取扱機関において医療を受けた日が1月から7月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前々年の、8月から12月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前年の」に改め、同項各号及び同条第3項を削り、同条中第4項を第3項とする。

は、11歳に達する日の翌日

シ 対象幼児等が12歳に達する日の属する月の翌月の初日から同日以後の最初の3月31日までの間にあるときは、12歳に達する日の翌日

第4条第3項中「クまで」を「サまで」に、「同号ケ」を「同号シ」に改め、同項第9号中「同日以後の最初の3月31日」を「10歳に達する日の属する月の末日」に改め、同項に次の3号を加える。

(10) 10歳に達する日の属する年の7月1日から11歳に達する日の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、10歳に達する日の翌日

(11) 11歳に達する日の属する年の7月1日から12歳に達する日の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、11歳に達する日の翌日

(12) 12歳に達する日の属する年の7月1日から同日以後の最初の3月31日までの間にある対象幼児等については、12歳に達する日の翌日

第2条 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条 (削除)

第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「医療取扱機関において医療を受けた日が1月から7月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前々年の、8月から12月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前年の」に改め、同項各号及び同条第3項を削り、同条中第4項を第3項とする。